ii　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
iii　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
iv　組合の理事
v　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者
(ｲ)　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
(ｳ)　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　技術力に関する要件
①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結時点において受注者自ら構築できること。
②　契約締結時点において稼働している機能に改良が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。

⑶　設備等に関する要件
①　開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。
②　開発に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む）できること。

⑷　業務執行体制に関する要件
業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

⑸　業務実績に関する要件
下記に示される同種又は類似業務について、平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していること。
・同種業務：オンラインで申請を受付け、オンラインで処理するシステムの開発又は改良を行った業務又は工事
・類似業務：オンラインで処理するシステムの開発又は改良を行った業務又は工事（同種を除く）

⑹　配置予定技術者に関する要件
配置予定主任技術者は、平成26年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において、１件以上の実績を有していなければならない。
業務実績
⑸に同じ。

５．手続等
⑴　担当部局
①　契約関係
〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課購買第一係
電話：048―601―3151
②　技術関係（特記仕様書等の照会先）
〒330―9724　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１　さいたま新都心合同庁舎２号館18階　関東地方整備局道路部交通対策課特殊車両第二係
電話：048―600―1346
メールアドレス：ktr-tokusya-keiyaku@mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　説明書を上記⑴②の担当部局で交付する。交付期間は令和７年６月９日から令和７年６月23日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記⑴②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。
②　電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。

⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和７年６月23日（月）16時00分
提出場所：上記⑴②に同じ。
提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。
なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

６．その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和７年７月14日（月）18時00分
⑷　本公示の応募要件は、上記４．⑴②に掲げる令和07・08・09年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑸　詳細は説明書による。

７．Summary
⑴　Subject matter of service : R6 System development for traffic confirmation of the special vehicle 1 set
⑵　Time-limit to express interests : 16 : 00 23 June 2025
⑶　Contact point of documentation relating to the proposal : No. 2 special vehicle section, Road Traffic Management Division, Road Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken, 330―9724, Japan TEL 048―600―1346
⑷　Contact point for the notice : No. 1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間